

# 在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型

信 夫 隆 司

## 一 問題の所在

### 裁判権放棄の「密約」文書

二〇〇八年一〇月二三日、共同通信は、「裁判権放棄の密約文発見 五三年の日米合同委議事録」との見出しのもと、一九五三年に日米両政府が、米兵の犯罪のうち、「重要な案件以外、日本側は裁判権を放棄する」との密約を交わしていたと報じた<sup>(1)</sup>。

この報道から約一年半後の二〇一〇年三月、核持ち込み、及び、戦闘作戦行動のための基地使用の事前協議制度をめぐる「密約」の対象文書・関連文書が、外務省から公表された。その中に、裁判権放棄密約に関連する文書がある。一九五八年一〇月四日の「十月四日総理、外務大臣、在京米大使会谈録」<sup>(2)</sup>であり、岸信介総理、藤山愛一郎外務大臣、ダグラス・マッカーサー二世駐日米大使の会谈の様子が記されている。これを機に、日米安保条約の改定、及び、附属する行政協定の改定が本格的に議論されることとなる。

この文書におけるマッカーサーの発言として、「一九五三年十月二十八日刑事裁判権に関する分科委員会での合意議事録の中に日本側は或る場合裁判権の行使を譲る趣旨が記録されている。」とある。事前協議に関する密約調査で、裁判権放棄に係る密約文書の存在が浮上したわけである。

この件をめぐっては、当時の衆議院議員鈴木宗男が、「日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する質問主意書」を二〇一〇年四月から五月にかけて、立て続けに提出し、政府としても、「裁判権密約」について、「適切な時期に適切な形で説明責任を果たす」旨を答弁書で述べざるをえなくなった。

こうした経緯を踏まえ、二〇一一年八月二六日、外務省のウェブサイトで、「一九五三年の日米行政協定（日米地位協定の前身）第十七条（刑事裁判権）改正交渉に係る外交記録及び関連資料の公表」がなされるにいたった。これまで非公表だった『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻―第三巻が公開された。<sup>③</sup>

それだけではなく、日米行政協定に基づき設置された合同委員会の裁判権小委員会刑事部会の記録の写し（一九五三年一〇月二日と同年一〇月二八日の記録）も公開された。これら文書は米側から提供されたものである。さらに、この件をめぐって、二〇一一年八月二五日に開催された「日米合同委員会におけるやりとり」も公表された。

「やりとり」によると、一九五三年一〇月の裁判権放棄の発言（一方的陳述）は、日本側の一方的政策的なものであり、合意ではないと米側が発言している。また、この記録の原本は、米側のみ保管してきたという。なお、これまで公開された文書の中で、署名があるのは米側から提供されたものだけである。これに対し、日本側も米側と同じ理解であるとし、検察官が被疑者を起訴するか否かは日本の法律によるものであり、日米地位協定とは無関係である旨を述べ

ている。このように、日本側が裁判権を放棄したとされる文書について、日米間で協議され、公表にいたったのである。

ここで問題となったのは、この日本側の一方的陳述なる文書が、はたして「密約」といえるのか否かであった。確かに、形式は「合意」ではないが、一方的陳述だからといって、「合意」文書にあらず、とはかならずしもいえない。交渉の経緯から、なぜ一方的陳述という形式がとられたのか、その理由を明確にしておく必要がある。

### 刑事裁判権放棄の論点

刑事裁判権放棄の問題が登場する経緯を明らかにしておこう。一九五一年九月、サンフランシスコ平和条約並びに「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（旧日米安保条約）が署名された。これら条約の発効により日本は、一九五二年四月二八日、連合国による占領を脱し、主権を回復するにいたった。旧安保条約は全五条からなるきわめて簡潔なものである。第三条に、「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。」とあり、詳細はすべて行政協定に委ねられた。

行政協定第十七条には、米軍所属員（米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族）が日本国内で犯すすべての罪について、米軍が専属的裁判権を日本国内で行使する権利を有するとある。裁判権に関して、日本占領下とまったく同じ状況が、日本の主権回復後も維持されたのである。

外国の軍隊が他国に駐留する場合、その地位を定める標準的な協定と考えられたのが、一九五一年六月一九日、ロンドンで署名された「北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定」（NATO協定）であった。NATO協定が

いずれ発効することを見越し、行政協定第十七条第一項では、同協定が発効したときには、「合衆国は、直ちに、日本国の選択により、日本国との間に前記の協定の相当規定と同様の刑事裁判権に関する協定を締結するものとする。」との予告がなされていた。米軍所属員に対する専属的裁判権は、NATO協定発効までの暫定的な措置と位置づけられていたのである。

占領中、日本に占領軍として駐留していたのは、米軍だけではなかった。広島県呉地区を中心に英連邦軍も駐留していた。英連邦軍の場合、米軍とは異なり、行政協定の類がなかったため、日本の主権回復後九〇日以内に、日本から撤退しなければならぬ旨、サンフランシスコ平和条約第六条に規定されていた<sup>④</sup>。また、日本には、米軍及び英連邦軍以外の国連軍も滞在することがあった。それらの兵士等の地位も、英連邦軍兵士と同様、日本の主権回復後の扱いが決まっていなかった。そのため、米軍を除く国連軍の地位をどのようにするのか、これと関連し、NATO協定が発効した後の行政協定第十七条の扱いが、主権回復後の懸案事項となったのである。

### NATO協定の概要

前述のように、行政協定第十七条には、NATO協定が発効すれば、行政協定を同協定並みに改正することがうたわれていた。日本側は外国軍隊の地位を定める協定を締結するにあたって、NATO協定に準拠することを強く主張した。NATO協定が本稿での議論の前提となるので、同協定の刑事裁判権の規定について概要を記しておく<sup>⑤</sup>。

派遣国・受入国とも、原則として、それぞれの法令により罰することができる罪については刑事裁判権を有する。犯罪によっては、派遣国の法令では罰せられるが、受入国の法令では罰せられないものもある。たとえば、派遣国の

兵士による派遣国への反逆の罪は、受入国の法令では犯罪ではない。その逆のケースも考えられる。こうした犯罪に対しては、派遣国・受入国が、それぞれ専属的裁判権を有する。

この原則から、派遣国・受入国ともに裁判権を有する場合、いわゆる裁判権の競合という問題が生じる。NATO協定では、同問題に対処するため、ルールが設けられていた。なお、裁判権が競合する場合、優先する裁判権を第一次裁判権、もう一方を第二次裁判権と呼んでいる。

派遣国の軍当局が、第一次裁判権を有する犯罪は以下である。(一) もっぱら派遣国の財産もしくは安全のみに対する犯罪。たとえば、派遣国兵士が基地内の軍需物資保管倉庫から物資を窃取した場合である。(二) もっぱら派遣国の軍隊所属員間の身体又は財産のみに対する犯罪。たとえば、兵士同士のけんかで、相手に傷を負わせた場合である。(三) 公務執行中の作為・不作為から生ずる犯罪。

これ以外のすべての犯罪について、罪の軽重を問わず、受入国当局が第一次裁判権を有する。第一次裁判権を有する国が、裁判権を行使しないと決定したときは、その旨を相手国の当局に通報しなければならない。また、第一次裁判権を有する国の当局に対し、その権利の放棄が特に重要だと他方の国が認め、権利の放棄を要請した場合には、その要請に好意的考慮を払わなければならないこととなっている。

### 本稿の目的

行政協定第十七条の改正交渉で、米側は、当初から、日本側が主張するNATO協定並みを骨抜きにすることをめざした。具体的には、米軍所属員に対する刑事裁判権の適用を重要な犯罪に限定し、それ以外の犯罪に対する日本側

裁判権を放棄させようとしたのである。そのため、NATO協定並みを強く要望する日本側との折り合いをいかにつけるかが、交渉の焦点となった。前述した日本側の一方的陳述の文書だけでは、「密約」の存否を判断することはできない。なぜ一方的陳述に落ち着いたのか、交渉過程を詳細に分析する必要がある。

なお、刑事裁判権に関しては、いかなる犯罪が日米どちらの裁判権に服するのかということ以前に、刑事実務上、容疑者の逮捕・身柄の拘束といった問題が必然的に生ずる。ただ、本稿では、これらの問題も同時に論じると、議論が複雑化するので、刑事裁判管轄権のみを刑事裁判権として考察の対象とする。

行政協定第十七条の改正交渉に加え、本稿では新たな視点として、国連軍協定の交渉過程にも分析のメスを入れる。行政協定第十七条の改正交渉は、実質的には三週間ほどで決着をみた。短期間で決着した理由は、この交渉以前、国連軍の地位をめぐる暫定協定案の交渉が行われ、さらには、本協定の交渉も行われていたからだ。刑事裁判権の問題は、行政協定第十七条の改正にせよ、国連軍協定の締結にせよ、実質的には同じである。国連軍協定の交渉が先行し、その後、行政協定第十七条の改正における刑事裁判権の「密約」として結実する。国連軍協定の交渉過程を掘り下げることによって、刑事裁判権「密約」の実態がより明らかになると思われる。

さらに、国連軍協定の交渉過程で検討された「密約」の方法は、行政協定第十七条の改正だけではなく、一九六〇年の安保改定時に交わされた核持ち込み密約の方式にもいかされることとなる。こうなると、密約を締結する構造が浮かび上がってくる。その構造を明らかにすることも本稿の目的である。なお、分析にあたっては、日米の外交文書を用いる。

## 本稿の構成

第二節では、一九五三年の行政協定第十七条の改正交渉を検証する。交渉開始時の日米の原案にはさうとうの懸隔があった。米側は日本側の裁判権の範囲を重大な犯罪に限定しようとし、日本側はNATO協定をそのまま適用しようとした。両者の妥協点が、日本側代表による一方的陳述であったことを論証する。

第三節では、日本の主権回復後、米軍を除く外国軍隊の刑事裁判権がどのように扱われたのかを分析する。この問題に対処するため、暫定交換公文案ができ、日本側では閣議決定までなされた。それにもかかわらず、同案の解釈をめぐり日本側と国連軍側が対立し、同案はとりやめとなる。とりわけ、日本再独立後の外国軍隊の地位をどのようにとらえるのか、つまり、従来通りなのか、それとも、占領終了により、新たな法的関係のもと、駐留軍の刑事裁判権をめぐる一般国際法が適用されるのかが論点となった。暫定的に、吉田茂総理からロバード・D・マーフィー駐日大使宛の書簡で決着をみる。ただ、この吉田書簡は後に禍根を残すことになる。

第四節は、一九五二年に行われた国連軍協定の交渉過程を明らかにする。暫定協定案が挫折し、その後、直ちに、本協定の交渉が開始された。前述のように、米軍を除く占領軍は、平和条約発効後、九〇日以内に撤退しなければならなかった。九〇日を越えれば、日本に駐留する法的根拠を失う。国連軍協定の交渉を促進したものの、結局、九〇日以内の本協定締結にはいたらなかった。とりわけ、刑事裁判権をめぐる交渉は難航をきわめ、日米の交渉当事者は、後の「密約」への端緒をひらく解決策を模索することになる。

第五節は、刑事裁判権をめぐり、国連軍協定交渉で検討された方法並びに内容が、行政協定第十七条の改正をめぐる密約として結実するだけでなく、安保改定に関連する密約の原型をなすことも検証する。名を棄て、実をとるア

メリカ、密約がばれないよう工夫を凝らし、表面的には日本側の主張がすべて通ったかのように装う日本。密約が生み出される構造的問題の原点を明らかにしたい。

## 二 行政協定第十七条の改正

### 行政協定第十七条改正交渉にいたる経緯

一九五二年四月二八日、日米安保条約の実施規定として発効した日米行政協定第十七条の刑事裁判権条項は、日本に駐留する米軍所属員の犯した罪について、米軍当局に専属的裁判権が認められていた。<sup>(6)</sup>ただ、前述のように、これはNATO協定発効までの過渡的な措置であり、同条には、その改正に関する規定が盛り込まれていた。また、同条第五項は、もし日米行政協定の発効後一年以内にNATO協定が発効しない場合、アメリカは日本からの要請があれば、刑事裁判権の問題を再考慮することも約束していた。

NATO協定は、日米行政協定発効後一年にあたる一九五三年四月二七日の時点では、まだ発効していなかった。同年四月上旬、米上院外交委員会はNATO協定の審議を開始している。その結果、同協定は遠からず批准されると考えられた。そこで、日本政府は、四月一四日、岡崎勝男外務大臣からマーフィー大使宛の書簡で、同協定第十七条第一項に基づき、刑事裁判権条項を修正したいと米政府に正式に申し入れる。これには日本側提案も添付されており、その内容はNATO協定と同趣旨であった。<sup>(7)</sup>

米政府は、四月一六日、日本の申し出を了承した旨回答してきた。上院外交委員会は、同月二三日、NATO協定を可決する。その後、上院本会議での同協定の審議は、特にその第七条の刑事裁判権条項をめぐる議論が長引き、結



局七月二五日にいたつてようやく上院を通過した。ドワイト・D・アイゼンハワー大統領の署名を得て、七月二四日、批准書が寄託され、その三〇日後の八月二三日、同協定は発効するにいたつた。

### 米側案の提示

八月一七日にいたり、先の四月一四日付の書簡に対する返書が米側から手交された。八月一九日以降、外務・法務両省は、米側と十数回にわたり非公式会談を行い、九月一二日をもつて、すべての問題に日米間で意見の一致をみた。九月二八日に正式会談が開催され、妥結案が採択された。<sup>(8)</sup>

米側返書では、アメリカは刑事裁判権に関する協定の交渉を直ちに始めるよう要請し、同時に、米側議定書案が添付されていた。この案の第十七条第三項には、裁判権を行使する権利が日米間で競合する場合、それを調整する規定が盛り込まれていた。同項は(a)から(c)までである。(a)には、アメリカが第一次の裁判権を有する場合が規定され、もっぱら米軍の財産もしくは安全のみに対する罪、または、もっぱら米軍構成員間の身体・財産のみに対する罪が対象である。(b)には、(a)以外の罪について、日本が裁判権を行使するとある。(c)は裁判権放棄に関する規定である。同項は、全体としてNATO協定そのままといつてよい。<sup>(9)</sup>

ただし、この第三項(c)には、左のような「日本国とアメリカ合衆国との間の行政協定第十七条を改正する議定書に関する公式議事録米案」も添付されていた。

日本国政府は、日本国にとつて特に重大であると認められる場合を除く外、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又

はそれらの家族に対して裁判権を行使する第一次の権利を行使することを希望しないものとする。(中略) 事件が日本国政府にとつて特に重大であると認められる場合には、日本国政府は、その事件について裁判権を行使することを希望する旨を合衆国の当局に通告するものとする。<sup>(10)</sup>

この内容では、日本にとつて特に重大と認められる場合を除き、日本に第一次裁判権がないように読める。この点を日本側は最大の問題としてとらえた。この米側提案を分析した外務省の松平康東参与(日本側首席交渉官)は、「NATO協定、従つて本件議定書の原則を実質的に根本からくつがえし、行政協定改訂の趣旨と背馳するやに見え、若ししからば(あるいは米国防省及び軍側の無理押しなるやも知れず)問題は重大であるとの結論に達した。」と記している。<sup>(11)</sup> この点、米側は原案作成時からNATO方式の転換をめざしていた。<sup>(12)</sup>

刑事裁判権の運用にあたる法務省は、「NATO方式にては日本側が公務外に行われた米軍人の犯罪につき第一次裁判権を有することとなつてゐるのに対し、米側議事録案は、日本国政府は、例外的場合を除き、右裁判権を行使しないものとし、右例外的に日本国政府が裁判権を行使する場合には、その希望を、米当局に通告することを示し、この通告の形式等については、特に規定せず、合同委員会が定めるとしてゐる点である。この条項に対しては、右は行政協定改訂の意義を没却するものとして」、米側議事録案に強硬に反対した。<sup>(13)</sup>

八月一九日、行政協定第十七条の改正をめぐる第一回非公式会談が開かれ、日本側は米側提案を受諾できない旨を伝えた。<sup>(14)</sup> その理由は、NATO協定で派遣国に第一次裁判権が認められる場合は、前述のごとく、きわめて例外的であり、受入国に広範な第一次裁判権が認められていたからだ。米側提案によれば、もともと日本側に第一次裁判権は

なく、例外的に日本にとって特に重要と認められる場合にかぎり、裁判権を行使できるとなっていた。NATO協定の原則（すべての犯罪について受入国に裁判権がある）と、例外的に派遣国の裁判権が認められる場合とが、逆転しているというのだ。この結果、NATO協定の原則を貫きたい法務省と、同協定を骨抜きにしたいと考えるアメリカとの間に立ち、外務省は妥協点を探ることとなる。

### 妥協案の模索

八月二一日、外務省の三宅喜二郎参事官とジュールス・バッシン在京米大使館法律顧問が、昼食を共にしながらこの問題を話し合った。日米ともこの問題になるべく早く決着をつけたいと考えていた。もし交渉が長引けば、行政協定の刑事裁判権条項は、NATO協定並みに改正されると思っっている国民が、同協定とは異なる無理な要求を米側がしているのではないかとという疑念を抱く可能性があったからだ。これでは日米関係をそこないかねない。

バッシンがそれではどうしたらよいかと尋ねると、三宅は米側公式議事録案の撤回を希望した。これにバッシンは、「日本の第一次裁判権行使の程度に関する日本政府の方針を公式会議の席上日本側代表が陳述し、それを同会議の記録（両国代表が最後にイニシアルする）にとどめる方式はどうか」と尋ねた。三宅は個人的意見であると断りながら、「その記録が極秘扱いをされるならば、右の方式は、日本側としても考慮し得る余地があるように思う。しかし、その内容については、米案のように、日本側第一次裁判権の行使を特に重要なものに限ることは不可能であると思う。私見であるが、マイナー、ケースについては、通常、第一次裁判権を行使する積りはないということ位ならば陳述できるのではないかと思う。」（○印は原文の強調。）と答えた。<sup>15</sup>

これが最終的な解決案の原型となる。まず、方法として、公式議事録に載せるのではなく、公式会議の席上、日本政府の方針を日本側が陳述し、それを極秘扱いにする。また、内容は、第一次裁判権を最初から放棄したかのような表現は日本側にとって受け入れられないので、重大でない犯罪の場合も日本側に第一次裁判権はあるが、通常はその権利を行使するつもりはないという陳述で済ませようというのだ。バッシンは、口頭の了解では誤解や解釈の誤りを生むおそれがあり、文書化を求めた。また、極秘扱いは望ましいものではないため、両国代表が交渉議事録に署名あるいはイニシヤルする方法を提案した。バッシンから国務省への同会談の報告には、軽微な事件について裁判権を行使しないと日本側口頭了解は受け入れられないとある。

八月二五日、三宅とバッシンはさらに妥協案を模索した。バッシンは米側提案を記した以下のメモを三宅に手交する。米側は第一次裁判権の放棄を議事録に書くという形式には執着せず、他の可能な形式、たとえば、交換公文か米大使館に対する一方的書簡でもよい。内容は、「米側の提案した放棄に関する議事録案の内容を含み且つ日本側の見地から適当と認められる放棄に関する方針のステートメントを大使館を「に」示す<sup>(16)</sup>」。

米側記録によれば、このメモを読んだ三宅は笑みを浮かべ、「氷は破られた（the ice is broken.）と思われる」、と述べたという。三宅が記した会談要録では、「交換公文又は一方的書簡の方法は、日本側として不可能であり、問題にならない。公式会議等の席上、第一次裁判権の実際の運用の方針乃至見透しを一方的に陳述する位のことならば、法務省も同意するかも知れない」と答えている<sup>(17)</sup>。この点、米側記録では、三宅は、合意された陳述を秘密の交渉議事録に入れ、これに両国代表が署名あるいはイニシヤルする方法を指摘している。日本の政策が明確なことを米側に満足させるため、その妥協案として、三宅は秘密了解を考えていたのである<sup>(18)</sup>。

内容について、三宅は、裁判権放棄に関する米側提案を受諾可能とした。ただ、いかなる事件が日本側にとって重要なのか、その決定権を日本側が有する場合にかざられる。この点、バッシンも米側提案はそれを意図しており、日本側当局が、最大限の裁量で、訴追される場合を最小限にするため、特に重要な事件とは何かを決定してもらえらると思ふと述べた。三宅は、その点、十分に承知している、と答えている。

この会談を受け、バッシンは日本側の立場をつぎのように記録している。裁判権の放棄に関する米側の立場を議事録から削除する。その代わり、それを交渉議事録の秘密の記録に盛り込む。内容については、特に重要な事件とは何かを日本側が決定できるとの了解を盛り込んだ案であれば、日本側は受けいれ可能である。三宅参事官が作成した日本側代表陳述案は以下である。

私は、この規定の実際上の運用に関し、日本国の当局は、日本国にとって特に重要であると認められる事件を除き、合衆国軍隊の構成員、軍属、並びにそれらの家族に対し裁判権を行使する第一次の権利を行使する意思を通常有しない旨こゝに陳述することを許可されている。<sup>(19)</sup>

八月二六日午後、この案を法務省の検討にまわしたところ、左のような法務省側の最終譲歩案が示された。

日本側においていかなる事情にてらしても重要であるとは認められない事件については、日本側としては裁判権を行使する第一次の権利を行使する意図を通常有しない。<sup>(20)</sup> (傍点は筆者による強調。)

傍点が表示するように、第一次裁判権を行使する意図がない場合をきびしく制限している。二七日夜、松平参与は、この案をもって、在京米大使館のJ・グラハム・パーソンズ参事官と交渉した。パーソンズによれば、国務省から原案を堅持すべきだという強硬な訓令がきているという。<sup>(21)</sup> 米側は日本側対案に賛成しなかった。<sup>(22)</sup> この時点で、交渉は決裂の危機に瀕する。<sup>(23)</sup>

米側はなぜN A T O協定に明らかに反するような案を日本側に要求したのであるか。この謎を解く鍵となるのは、八月二九日の非公式会談で、米側が、「日本と交渉中の米提案と同一の協定が既にN A T Oの一国との間に成立しおれること及びN A T Oの他の二国との間には同様の協定の交渉継続中なることを正式に極秘の合として確言し得べし」と述べている点だ。<sup>(24)</sup> つまり、それらの国々と同様の取り扱いにしようと、米側は強硬な姿勢を崩さなかったのである。

### 最終協定案

八月二九日、米側は、日本側代表による口頭陳述について、つぎのような案を提示した。以下は、英文からの翻訳である。

議定書第三項の規定の実際上の運用に関し、私は、日本国の当局の方針として、日本国にとつて例外的に、重要であると考えられる事件を除き、通常、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服するものに対し裁判権を行使する第一次の権利を行使する意図を有しない旨陳述すること、を許可されている。<sup>(25)</sup> (傍点筆者による強調。)

この案は、先の三宅参事官が作成した日本案に近い。日本国の当局の「方針」が付け加えられている。傍点の「例外的に重要」(exceptional importance)が、三宅案では、「特に重要」となっていた。<sup>(26)</sup>最終的には、「実質的に重要」(material importance)となる。九月八日、日本側代表による一方的陳述の内容はつぎのように確定された。

議定書第三項の規定の実際上の運用に關し、私は、日本国の当局が方針として、日本国にとつて実質的に重要であると考えられる事件を除き、通常、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服するものに対し裁判権を行使する第一次の権利を行使する意図を有しない旨陳述すること<sup>(27)</sup>ができる。(傍点は筆者による強調。)

この最終案は、合同委員会日本側代表である松平参与の一方的陳述という形をとることとなっていた。ただ、日本側は、その陳述をさらに一段下げるよう要請し、米側もそれを受諾した。その結果、合同委員会の下部組織である裁判権小委員会刑事部会で、日本側代表の津田實法務省総務課長が陳述する形となった。日本側の強い希望により、この文書は部外秘となり、配布先も限定された。<sup>(28)</sup>津田総務課長の陳述は、その議事を合同委員会本会議に報告するにともなう、議定書本文、議定書公式議事録、正式会談議事録のいずれにも掲載しない扱ひとなる。津田課長の陳述は、公式文書からまったく除かれ、秘密文書となった。

最終案では、他にも、「陳述することを許可されている。」から「陳述することができる。」へと表現が変更された。「許可されている。」では、津田課長の上職より陳述を許されているというニュアンスが強い。それを「陳述すること

ができる。」とし、津田課長自身の陳述となった。この点も一段下げる工夫がなされている。

日本側の第一次裁判権の範囲について、日米間の違いを整理しておきたい。米側原案は、日本にとって特に重要な事件を除き、日本政府は、第一次裁判権を行使することを希望しないとの了解事項を公式議事録に盛り込む、というものであった。つまり、日本側の第一次裁判権の範囲は、特に重要な事件のみに限定されていた。これに対し、採択された日本案では、日本政府が実質的に見て日本にとって重要であると認める（この認定は日本側当局の専権に属する）事件以外は、通常、第一次裁判権を行使するつもりはないとの運用上の方針を、合同委員会裁判権小委員会刑事部会で日本側代表が一方的に陳述する、となった。すべての事件について、日本側の第一次裁判権はあるが、運用の方針として、重要事件以外、その裁判権を行使するつもりはないとされている。

九月一七日、岡崎外務大臣とジョン・M・アリソン駐日大使との会談が行われた。アリソンは、刑事裁判権に関し、この協定の実施にあたって、日本側が最大限柔軟であり、かつ、日本側が実際に裁判権の行使を希望する事件の件数も、極力少なくするよう要望した。これに岡崎は、「重要なのは、日本側に裁判権を行使する権利が認められることです。そうすれば、日本側にとつて真に重要な重大事件を除き、日本側官憲は裁判権を行使しようとは思わないと信じています。」と答えた。続けて、「昨年(29)の神戸での英水兵事件は、多くのことを双方に教えてくれました」と述べ、「心配いりません」と付け加えた（英水兵事件については後述する）。

以上の交渉を振り返って、日米いずれが実を得たのであろうか。九月一日、懸案事項がすべて解決した後の松平・パーションズ会談で、パーションズは、「今次行政協定改定交渉においては、最初の米側提案は殆んど全部撤回したか又は重大な修正を受け、大体日本側提案によることとなった」と語っている。(30)米側は、文書の形式にはこだわっておら



ず、重要でない事件の場合、日本側から第一次裁判権を行使しないとの実質的な保証を得ることに全力を注いだ。その保証が得られれば、形式は問題ではなかった。保証したからこそ、津田課長の一方的陳述の文書は秘密扱いとなったのである。結果として、交渉の実を得たのは米側であった。

なお、一九六〇年の安保改定にともない、行政協定も日米地位協定に改められた。その際、改正行政協定第十七条は、そのまま地位協定に引き継がれている。したがって、行政協定第十七条改正での密約は、今日までそのまま受け継がれていると考えてよい。

こうした密約の形式は、行政協定第十七条の改正交渉で初めて登場したわけではない。一九五二年の国連軍協定交渉で、同じようなことがすでに協議されていた。次節では、国連軍協定交渉が行われることになる経緯をまず明らかにしたい。

### 三 暫定協定案と吉田書簡

#### 日本の主権回復と国連軍

一九五二年四月二八日、日本の主権は回復され、日本から占領軍は存在しなくなった。主権回復時、占領軍ではなくなった国連軍への対応は泥縄的となる。三月一二日、日本側は試案（西村熊雄条約局長の試案）を提示し、米政府に早急に交渉するよう要望した。ただ、その後、具体的な協議は行われなかった。

サンフランシスコ平和条約が発効する前日の四月二七日になって、米側は、マシユー・リッジウェイ国連軍司令官が署名した外務大臣宛の書簡を持参した。それには、「(イ) 所要の協定は、平和条約発効後九十日以内に必ず締結する。

(ロ) 施設、役務、裁判権及び経費について、平和条約発効から協定が締結されるまでの間は、暫定的に現状でゆき、協定ができれば、協定に従つてさつ及して調整できる。(ハ) リ司令官の書簡と外務大臣の返簡は日本政府と関係連合国政府との間の協定を構成する。(傍点は原文にある。)とあった。<sup>(31)</sup> 国連軍に対する刑事裁判権に絞つて、この問題の経緯を明らかにしておこう。なお、日本の主権回復後も米側が国連軍を代表して日本側との交渉を行っている。朝鮮戦争勃発時の国連安全保障理事会決議で、米軍に統一司令部の司令官を要請し、米側が受諾した経緯による。

このリッジウェイの書簡に、日本側は、翌二八日、米案に対する意見書を添え、対案を提示した。意見書の中で、まず形式について、交換公文が日本政府と関係連合国政府との間の協定を構成するとの条項は、対国会関係から削除すべきである旨が述べられている。また、刑事裁判権については、現状通りは不可であり、日本側が希望する原則が掲げられていた。国連軍側が裁判権を行使するのは、施設内での犯罪、施設外では公務中の犯罪であるか、すべての関連当事者が国連軍関係者である犯罪の場合である。基本的にはNATO協定にならっていた。<sup>(32)</sup>

日本側の意見書と対案を受領した米側は、直ちに、リッジウェイ司令官の二七日付け書簡を非公式なものともなしてくるよう連絡してきた。その結果、日本側の意見書及び対案も非公式扱いとなり、あらためて協議することとなった。

二八日の午後八時、岡崎勝男外務大臣はドイル・ヒッキー国連軍参謀長と会談した。岡崎は、最終協定は、ここ三〜四週間でできるから、現在、交渉を行っていると言明してゆけばよいと述べた。これにヒッキーは、「交渉がされている間四月二十八日のステータスをつづけることを書面におきたい」と希望し、リッジウェイ国連軍司令官から吉田総理宛の書簡案が手交された。同書簡案は、暫定措置として、施設、役務、裁判権、経費などを一応従前通り

でゆくとするものであった。岡崎は、「ステータス・コ」[現状維持]を強調するのは嫌だ」といいきった。<sup>(33)</sup> この会談を受け、事務レベルであらためて書簡案を作成することとなった。同書簡(往復とも)案は、四月三〇日、日本側から米側に手交され、若干の修文を経て確定した。

### 暫定交換公文案

書簡案(交換公文の形をとっている)は、日本側では、五月一三日、閣議決定が行われた。<sup>(34)</sup>「国際連合軍司令官から日本国外務大臣あての来簡案」の刑事裁判権に関する第二パラグラフ(c)は以下となっていた。

裁判権は、前記の軍隊(軍隊の構成員及びその家族を含む)に対して従前の、よ、よ、よに行使することができるが、裁判権又は与えられる特別待遇に関するいかなる事項も、一関係政府の要請があるときは、日本国政府と当該国際連合加盟国政府との間の二国間の交渉の主題とし、且つ、合意されたところに従つて処理することができるものと了解される。<sup>(35)</sup>(傍点は筆者による強調。なお傍点の英文は、*in the same manner as heretofore*である。)

日本側作成の「来簡要旨」で、裁判権に関する部分は、「裁判権の従前どおりの行使。但し、裁判権及び特典に関しては、一関係政府が要請すれば必ず二国間に協議しその決定に従つて処理する。(これは、事件毎に日本政府から要求して協議して処理するようにするためにこうしたものである。)」とある。

この往復書簡案の検討が行われていた五月一一日夜、広島県呉地区で、ニュージールランド兵士三名が事件を起こし、

日本側に逮捕される事態が発生した。この件について、外務省の杉浦宏文書課長と在京米大使館のリチャード・B・フィン書記官が協議した。フィンは、「右兵士三名はいまだ日本側が留置しているが、暫定措置においては、原則的には裁判管轄権は従来通りであつて、たゞ一方の政府が要求するときにはじめてケースバイケースの交渉の対象となる筈であるから、日本側よりニュージールランド側に引渡すべき筈のものと思う」と述べた。<sup>(36)</sup>

この件について、五月一三日、フィン書記官・重光晶条約局第三課長・杉浦文書課長が会談した。日本側は、「アメリカ側では暫定措置についての書簡交換の裁判管轄権に関する部分を、原則的には管轄権が従来如く軍側にあり、関係国の一つが特別扱い等を要求した時はじめて二国間の交渉案件になると解していられるそうだが、日本側はこの箇所を西村局長の意見書の内容に即して解する立前をとっている。故にこの事件の如く明らかに犯人が所属区域を離れ公務以外の目的でなしたことについては裁判権を日本側にありと主張するのである。」と述べている。<sup>(37)</sup> 米側記録では、日本側は、*as heretofore* とは暫定協定案に署名する以前であると主張したといふ。<sup>(38)</sup>

フィン・重光・杉浦会談に戻ると、フィン書記官は、「日本側のいう様に解釈することは文面より見て不可能であり、英連邦諸国は当然管轄権が原則として自国側にありと主張して引渡しを要求すべく、自分は日本の立場に同情はするが、理論上英連邦側に賛成せざるを得ない。また、*as heretofore* とは『四月二十八日以前の通り』という意味であるといふことについて西村局長からも確言を得ている。」と応酬した。<sup>(39)</sup>

このように、*as heretofore* とはいづつからを指すのか、さらにいえば、四月二十八日以前とその後では、国連軍の法的地位はどのようになるのかをめぐって、日米間でおおきな考え方の違いが生じていた。これまでの議論だけでは、日本側が何を言わんとしているのか、かならずしも明確ではない。そこで、この問題をめぐる日本側の主張をさらに

追ってみることにしよう。

翌一四日の杉浦・フィン会談で、杉浦は、「我方は裁判管轄権が従来通りというのは、一方当事者よりの要求でバイラテラル・ネゴシエーションが始められない限りそういうのであって、それが始められれば事態は白紙にもどると解する故に日本側として引渡し要求をうけても必ずしも引渡さなくても済むわけである。」と説明した。さらに、「日本側として一々引渡しに応じなければならぬとの義務を負ってはバイラテラル・ネゴシエーション云々は死文になってしまい、国内諸方面を納得させる自信はなく、将来の国連軍協力がやりにくくなるばかりである。」と付け加えた。<sup>(40)</sup>「従来通り」の日本側の解釈では、一方当事者がなんら要求もしない場合であり（ニュージールランド兵士の事件では、同国は兵士の釈放を要求した）、もしなんらかの要求があれば、事態は白紙の状態に戻ることになる。日本側がリッジウェイ宛書簡に日本側対案を添付していたことを想い起す必要がある。この対案では、NATO協定方式がとられていた。ニュージールランド兵士の事件は、明らかに犯人が所属区域を離れ、公務外での犯罪であり、裁判権は我方にあると日本側は考えていた。

日本側の前提は、占領時代の刑事裁判権の取り扱いは、日本の主権回復により終了し、占領が継続しているかのような取り扱いはありえないというものであった。主権回復後は、一方当事者が何等かの要求をすれば、国際法の一般原則（それがほぼNATO協定となっている）にしたがい、対処するというのが日本側の主張であった。

この問題は、五月一六日の洪沢信一外務次官とナイルス・W・ボンド在京米大使館参事官との会談でも協議された。ボンドは、「米側は原則的にステータス・コ「現状維持」だと前提していたのだから、そうでないとしたら本件交渉を再開しなければならなくなる。」と述べる。洪沢は、「書簡は明らかにステータス・コを変更するものである。」と

応じ、両者の解釈が根本的に食い違っていることが明白になった。<sup>(41)</sup>

この一六日夜、外務省の高橋通敏総務課長と杉浦が、法務府意見局林修三局長と会談し、裁判権について日米の意見が食い違っており、それを何とか実際上の取扱方針で対処できないか、協力を要請した（法務府は、一九五二年八月より、法務省と改称される）。これに対し、林局長は、「本書簡全体として憲法違反ではないかという問題もあり、また裁判権の箇所を法的基礎なくして実際上の取扱いのみで片づけることは極めて疑わしい問題である」と述べ、協力がむずかしいことを示唆した。<sup>(42)</sup>

五月二〇日、木村篤太郎法務総裁から岡崎外務大臣宛書簡が発出され、その中に以下の法務府の意見が同封されていた。そもそもこの交換公文案は条約ではない。それにもかかわらず、日米安保条約・行政協定に基づく米軍への待遇と同等の待遇を国連軍に与えるとなると、法的根拠がなく、拘束力もない。国連軍に裁判権を認めると、憲法第七六条第一項「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」に違反する。また、交換公文案の内容も、確立された国際法規（それがNATO協定となっている）に一致しない。<sup>(43)</sup>なお、行政協定下、米軍が専属的裁判権を有する憲法上の根拠は、第九八条第二項の条約遵守義務にあった。

五月二二日、法務府側とさらに協議が続けられた。佐藤達夫法制意見長官からは「as heretoforeとなっていては憲法上説明がつかない。国際法の一般原則によりとしたら個別的解釈で片づき得ることだったろうにと思う。」との発言があり、また、岡原昌男検務局長は「現在の形で片づき得た事には我々は従わないとはつきり云って置く」と述べるありさまであった。<sup>(44)</sup>法務府側は妥協の余地をまったくみせず、協議は物別れに終わった。

法務府側がきわめて強硬な姿勢を示した背景には、すでに五月一七日、刑政長官清原邦一名で、「外国軍隊の将兵

に係る違反事件の処理について」と題する通達が、検事長・検事正宛に発出されていたことがある。この清原通達の内容は、原則として外国軍隊の将兵の犯罪の裁判権は日本側にあり、例外は公務中の犯罪、及び、駐留施設内での犯罪とされており、NATO協定を踏襲していることは明らかだった。<sup>(45)</sup>

交換公文案の解釈をめぐり、米側と重大な食い違いが生じ、また、法を執行する法務府からは憲法違反と指摘されるにおよんだ。その結果、五月二二日の岡崎・ヒツキー会談で、暫定協定のための書簡交換をとりやめとし、直ちに本協定の交渉に入ることが決定された。<sup>(46)</sup>五月二七日、吉田総理とマーフィー駐日大使との会談が開かれ、今後の対応が検討された。ただ、吉田は、アメリカ及び国連軍諸国に最大限の満足を与えたいと思っ<sup>(47)</sup>て、これを理解して欲しい、と述べたにすぎない。

#### 吉田書簡

書簡交換をとりやめ、本協定の交渉に入ることとなったとはいえ、同交渉がまとまるまでには時間を要する。そこで、五月二八日にいたり、吉田総理からマーフィー大使宛に書簡を發出することがきまった。この書簡發出にあたっては、法務府とも協議された。以下に書簡の重要部分を引用するが、裁判権だけではなく、それと密接に関連する身柄の引き渡しの部分もあわせて引用しておく。すでに紹介した行政協定第十七条の改正交渉でも、この吉田書簡で使<sup>(48)</sup>用された文言が問題となったからである。

(一) これらの軍隊の構成員及び軍属ならびにそれらの家族に対する裁判権は、国際法及び国際慣習の準則に従

つて行使される。

(二) 特にこれらの軍隊の駐留区域外において行われた犯罪事件については、国際法及び国際慣習の確立した準則について不明確の点がある場合には、日本政府と関係国の当局との間の協議により事件ごとに決定が行われるものとする。

(三) 日本国の当局は、罪を犯したこれらの軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕したときは、次の(四)に掲げる場合を除いて、犯人をその所属国の軍当局に、原則として、引き渡すように取り計らう。

(四) 特別の重要な事由 (special cause of importance) がある場合には、日本国の当局は、犯人を拘留しつつ、前記の(二)のような協議を直ちに行う。このような協議により四十八時間以内に決定が行われない場合には、犯人を、将来日本国の当局に引き渡すべきことを条件として、その所属国の軍当局に引き渡すように努力する。<sup>(48)</sup>

吉田書簡の発出を受け、六月二三日、あらためて清原通達が出されている。裁判権に関する基本的原則は、五月一七日付の清原通達と同様である。身柄の取り扱いをめぐって、若干の相違がみられる。とりわけ吉田書簡の(四)にあった「特別の重要な事由」とは、殺人、放火、傷害致死、強盗又は強姦の罪であると具体的に指摘されている。この吉田書簡は、当初、極秘扱いとなっており、国連軍側にも内示しないこととされた。<sup>(49)</sup>ところが、この極秘のはずの吉田書簡が思わぬ形で表に出る。

きっかけは英水兵事件である。英軍艦ベルファストの一等水兵二名が、六月二九日、神戸で日本人タクシー運転手から千七百円を強奪し、一時的にその自動車の所有を奪ったとの理由で、日本の官憲によって逮捕された。七月一日、



在神戸英領事はこれらの水兵の身柄を英国官憲に引き渡すよう要請した。日本側当局はこの要請を拒否する<sup>(50)</sup>。その後、神戸地方裁判所は強盗罪で有罪の実刑を言い渡した。控訴後の大阪高等裁判所は同じ懲役二年六月に執行猶予三年を付した判決を下し、確定している。英水兵事件は、英国側に行政協定と同様の裁判権があるのか、それとも国際法の一般原則に基づき、公務外の犯罪は日本側に裁判権があるのか、その試金石となっていたのである。

八月一六日の朝日新聞で、この英水兵事件に関連し、サー・エスラー・デニング英国大使から岡崎大臣宛の八月六日付の通告が明らかにされた。その主旨は、「吉田首相は去る五月卅一日付でマーフィー米大使に寄せた書簡で国連軍の裁判管轄権に関する協定が締結されるまでの間は特別重要な事件を除いて、これら国連軍の所属員が日本で犯罪を告発された場合、その懲戒処分のため所属国の軍当局に引渡されるよう日本当局は取り計らうであろうと述べ、かつ、特別重要と判断される事件についても協議することとを了解している。」というものであった。この内容には誤りもあり、吉田書簡は九月二日の閣議了解により公開された<sup>(51)</sup>。正式協定が存在しないことから、国連軍所属員の扱いがおおきな問題となっていた。次節では国連軍協定交渉の経緯を明らかにしたい。

#### 四 国連軍協定交渉

##### 国連軍協定の交渉開始

六月二五日午前、マーフィー大使は岡崎外務大臣を訪ね、国連軍協定案を手交した<sup>(52)</sup>。この案は交換公文及び附属文書から成っていた。六月二八日、今度は岡崎大臣がマーフィー大使に日本案を手交し、双方の案が出揃った<sup>(53)</sup>。

刑事裁判権に関する日本案と国連軍案とを比較すると、国連軍案は国連軍に行政協定を準用する建前となっていた

のに対し、日本案はNATO方式を取り入れ、その発効に国会の承認が必要となつて<sup>(54)</sup>いた。この二八日の岡崎・マーフィー会談で、マーフィーは、この日本案では受諾困難であるとし、国連軍と米軍とを同等の扱いにするよう求める意見書を提出した。

両者の争点はきわめて明白であつた。刑事裁判権に関し、協定を結ぶとなれば、NATO協定並み(日本案)か、それとも行政協定並み(国連軍案)かであり、それ以外の方法はほとんど考えられない。吉田書簡にあつたように、国際法の一般原則及び国際慣習によるという方法もあるが、これでは協定を結ぶ意味がなくなつてしまふ。日本側では、「何らの規定を設けず、秘密の交換公文により事実上の了解とする」案も模索<sup>(55)</sup>していた。

両者の懸隔が非常におおきいので、日本側としても、日本案がなぜ望ましいのか、また、国連軍案をなぜ受諾できないのか、その理由を国連軍側に納得してもらふ必要があつた。<sup>(56)</sup>

日本側案が望ましいとする積極的理由として、第一に、日本案はNATO協定第七条を参考とし、国際的に最もよいタイプに従つたものである。すでに、米英仏等欧米主要国もすべてNATO協定の署名を終え、これらの国々が賛成した原則に従つている。第二に、行政協定第十七条第五項によれば、NATO協定が一年以内に発効しなくても、日本側の要請があれば、刑事裁判権の問題を改訂するために再考慮することになつてゐる。したがつて、新しく締結される国連軍協定は、最初からNATO協定になつた方がよい。第三に、行政協定第十七条のように、排他的裁判権を全面的に認めた例はみあたらない。国連軍が日本に駐留する法的性質から見ても、NATO協定のタイプが現在としては最もよいと考えられる。

一方、国連軍案を受諾できない理由として、日本国内の世論の反発が挙げられる。行政協定第十七条は、国際法の

一般原則及び国際慣習の認めている以上の特権を駐留軍に与えていると国民はとらえている。この規定は、日本の威信や独立をそこなうものとして多くの批判がある。米軍が享受している特権を、米軍とは異なる性質を有する国連軍に与えるのは不合理であり、国内世論が許さない。さらに、国連軍が駐留していた呉地区では、国連軍関係者による犯罪が相当件数にのぼっており、現地住民を刺激している。国連軍と現地住民との関係を円滑にするためにも、裁判権を一定の範囲内で日本側に留保する必要がある。

七月二一日、外務省の奥村勝蔵参与（一月より事務次官となる）とボンド参事官との非公式会談が行われた。刑事裁判権につき、つぎのような会話が交わされている。

**ボンド** 最後の問題は裁判権だ。日本の考と英連邦の考とは相当開きがあり、また双方頑張つてゐる。公の席で議論をやりとりしても、はてしがつかぬ。米側としては、仲をとりもたねばならぬ立場だが、何とか日本側が裁判権を持つ建前としてつ英連邦側に実際満足させる様な案ができないものだろうか。（日本で裁判するが刑の執行は国連側にまかすといふのも一案ならんと言ふ）

**奥村** 自分が裁判官であつたとしたら、つまらぬことをした兵隊をつかまえて、不自由な英語を通じて裁判する様なことは面倒だ。事実、兵隊は軍法会議に廻される方を恐れてゐるとの話もある。しかし法務府内部の気持はそうではない。又政府は参議院でコントロールを持たぬ。我々は名を棄てて実をとることが上手ぢやない。しかし何とか解決の端緒を得る必要があるから、下田局長とバッシン法律アタッシエを中心にして少数の人で色々な案について研究して貰ふことにしやう。そうしてゐるうちに、名案に出会ふかも知れない。<sup>(57)</sup>

刑事裁判権問題の解決案を探るべく、下田武三条約局長とバッシン在京米大使館法律顧問との間で協議がはじまる。

## バッシン試案

八月二日の下田・バッシン会談で、双方の立場を拘束しないという約束の下、忌憚のない意見交換が行われた。バッシンはこれまでの国連軍案を離れ、いくつかの重要な譲歩を示唆<sup>(58)</sup>した。

第一に、日米行政協定の規定を国連軍にも準用するという、従来为国連軍側の主張を放棄する。つまり国連軍所属員に対して、国連軍側が専属的裁判権を有するとの主張を放棄するという意味である。

第二に、NATO協定にもある専属的裁判管轄権に関する規定を削除する。これにかわり、裁判権に関しては、第一次(優先的)のものと第二次のものがある、との観念で置き換える。

第三に、国連軍側が優先的(第一次の)裁判権を有する場合は、国連軍所属員による、(イ)国連軍又はその所属員の財産に対する罪、(ロ)国連軍の安全に関する罪、(ハ)国連軍所属員の身体に対する罪、(ニ)国連軍の公務執行中に行われた犯罪である。これらは、犯罪の場所、つまり施設の内外を問わない。

第四に、新たに、犯罪の場所に関する基準を導入し、施設内では、発生するすべての犯罪につき、国連軍はその所属員に対し優先的裁判権を行使する。国連軍所属員が施設内にあるときは、公務遂行中のものと認められる。

第五に、施設外での公務外の犯罪については、吉田書簡に *special cause of importance* という字句があるので、それをヒントにした。ただ、その字句は抽象的過ぎるので、重要な犯罪の場合には、日本側が第一次の裁判権を有することとしたい。何が重要かの基準は、暴力を伴うか否かであり、具体的には、殺人、強盗、放火、誘拐等である。

それ以外の軽犯罪については、国連軍側に優先的裁判権を認める。

バッシン試案を聞いた下田は、日本側が受け入れられるか、疑問を呈している。重大な犯罪につき日本側に第一次の裁判権を認めながら、それ以外の軽微な犯罪について、国連軍側に第一次裁判権があるとしている点であった。下田は犯罪の軽重を問わず、第一次の裁判権を日本側に認める建前とし、軽犯罪については、国連軍側から裁判権を放棄するよう要請があったとき、日本側で好意的に考慮するという方式が考えられないかと問いかけている。バッシンは、国連軍側はそれではとうてい受け入れないだろうと応答した。

興味深いことに、下田・バッシン会談に関する下田の報告書を読んだ奥村参与は、右の記述の部分につきのメモを添付している。「建前は裁判権が我方に在るものとし、實際上、軽微の犯罪は、彼等に裁判権をゆづることにつき、英連邦四ヶ国と秘密の約束をする如き方法なきや」(○印は原文にある強調。)と記されていた。まさにこれこそがこの問題解決の核心であった。日本側の第一次裁判権を軽犯罪では放棄し、これを秘密に約束しようというのである。

### 解決策の模索

八月四日、今度は、三宅参事官とバッシンとの会談が開かれた。バッシンは、先に下田に示したバッシン試案の印象を尋ねた。三宅は、「自分個人の感じであるが、『氷を破る』一つの実際的な案であると思うが、たとい、マイナー・ケースについてでも日本が管轄権を放棄することを協定の明文に書くことは国会等の関係上困る」と述べている。<sup>(59)</sup>「氷を破る」とはどこかで聞いたようなセリフだ。第二節の行政協定第十七条の改正交渉で、同じ三宅参事官が、日米の妥協点をみいだすにあたり、「氷は破られた」と表現していた。二つの状況はほぼ同じであり、軽微な犯罪に対し、

日本側が裁判権を放棄することを、いかなる形式で、どのように表現するか、という問題が残されていたのである。

それを裏付けるかのように、バッシンが、「放棄という辞句は使わず、斯々の犯罪については日本が国連軍の軍人に対して第一次的の管轄権を有し、斯々の犯罪については国連軍がその所属軍人に対して第一次管轄権を有すると規定し、さらに、いづれかの一方がその有する第一次的管轄権を放棄した際は他方が第二次的管轄権を有する旨を規定することにしようかと考えている」と述べた。三宅は、「右の案でも、実質的な管轄権の放棄が協定の明文に現れることは同様で、日本政府としては困難な立場に置かれる。従って、マイナー・ケースについての管轄権の放棄を如何なるフォーミュラーで定めるか、問題である」と指摘した。これにバッシンは、「国会に対しては、マイナー・ケースで日本側が国連軍の軍人を裁判することは朝鮮戦線における右軍人の活動を不可能ならしめミリタリー・エフェクティブネスという大局的利益を害すること及びこの協定は一時的のものであり、NATO協定が発効すればその線に沿って改訂せられるものであることを説明すればよいのではないか」と提案した<sup>(60)</sup>。三宅は、軽微な犯罪に対する裁判権放棄を認めてもかまわないが、公式に放棄したとはせず、実質的に放棄したことを示す形をいかにするかを考えていたのである。

翌五日の奥村参与とボンド参事官との会談でも、バッシン試案がとりあげられ、奥村は、バッシンの考えも取り入れ、私見としてつぎのように述べた。

バッシンの所謂暴力を伴はざる犯罪（假に便宜上、之を軽微の罪と言ふが）マナー・オフェンス之も国連軍側で優先的に裁判することを協定の文面に書くことは、不可能である。但し実際上の運用に於て、同様の取計をすることは考へられる。

プライマリ・ジュネリス・ディケシヨン

それには、裁判権の相互放棄の条項を援用することである。

即ち相手方が特に重要と認めるものについては、裁判権の放棄を考慮するとの規定につき、「議事録」の中に、日本が、国連軍の「軍事的能率」ミタリフエティブネスは国連軍が特に重要と認めるものなることを了承するとの了解を設ける。そして、軽微な罪については、これを国連軍側で裁判することが「軍事的能率」を維持する所以であるとの申出があれば、日本側は裁判権を放棄する。(実際問題としては、檢察活動の中止)尤も之には日本で公開の軍事裁判を行ふこと、日本官憲、例へば地元の警察署長を裁判に立會はせる等の条件がある。<sup>(61)</sup>(○印は原文にある強調。)

奥村は、裁判権の放棄を協定(議定書)に書くことはできないが、運用で対処可能であり、そのためには、裁判権の相互放棄を援用するのがよいという。相手方が特に重要と認めるものについては、裁判権の放棄を考慮するとの規定を協定(議定書)に置き、議事録に、国連軍にとって、それは「軍事的能率」を意味すると書いておく。それを理由に、国連軍側から日本側に、裁判権の放棄の申し出が可能になるという案である。<sup>(62)</sup>この案の核心は、形式上はNATO協定方式にならないながらも、「軍事的効率」という概念を持ち出し、実質的には日本側が第一次裁判権を放棄するという点にあった。<sup>(63)</sup>

八月六日午後、下田とバツシンで、バツシン試案を文書化する作業を行う約束であった。ところが、その直前、バツシンから電話があり、自らの試案について英国側に当たってみたところ、英国側は本件につき日米間に先に非公式の話し合いを行っているのは極めて不満であり、かつ、英水兵に対する判決で英国側が激昂しており、とうてい話しに乗ってくる空気ではなかったという。そこで、日米間での本件の話し合いを暫く延期したいとして、その了解を求め

てきた。<sup>(64)</sup>

### 一方的通報

その後、バッシン試案をめぐる交渉に進捗はみられなかったが、日本側では、裁判権の放棄をどのように表現するか、具体的な検討が進んでいった。バッシンは、「軍の能率を維持する必要」を、国連軍側が裁判権放棄を要請する根拠とする考えを示していた。ただ、この認定を国連軍側の判断にゆだねてしまうと、すべての事件で裁判権の放棄が認められ、日本側としては承服できない。また、裁判権の放棄を日本側の「同情ある考慮」に一任すると、今度は、国連軍側が承服しないであろう。<sup>(65)</sup>

この問題を打開するため、日本側では、実際上、いかなる場合に起訴を見合わせるのか、具体的な基準をあらかじめ作っておき、法務・外務両省で完全に打合せをすれば、支障なく実施できると考えられた。ただし、これでは法務・外務両省内での対処に過ぎず、それをなんらかの形で国連軍側にも知らせておく必要があった。そうしないと、英水兵事件のこともあり、国連軍側としても安心できないと考えられたからだ。奥村参与は、「この了解を何等かの形で国連軍側に内密にでも、通知するのでなければ、交渉は妥結しないであろう。これには反対の意見もあるだろうし、また、秘密の文書を残すことは、『吉田書簡』のこともあり、危惧せざるを得ない、これを押し切ることが必要である。」として、以下の先例を指摘している。

昭和十四年夏、わが天津軍が英租界を包囲して交通遮断した事件は、当時英国側がわが方の要求を全面的に容



れたので解決することになったが、英国側は包圍解除の日時につき確約を得たいと申し出た。外務省でこれを軍側に伝えたところ、軍は、英租界包圍は統帥権の発動である、解除することも統帥権である。これについて外部に約束することはできないと言った。が種々懇談の結果、結局本件は有田外務大臣からクレイギー英国大使に書簡を送り、「外務省の有する情報によれば、天津英租界の包圍は何月何日何時に解除せらるる趣である」と通報することによつて手を打つことができた。

この先例（約束はしない、ただ知らせる）にならうことはできないものであるうか。すなわち外務大臣から国連軍諸国代表（米大使）に confidential note をもつて「かくかくの犯罪は、わが方で裁判権を留保する（但し、わが方で自発的に放棄する場合もある）かくかくの犯罪は、国連軍の軍事効率維持上重要なりとの理由による要請があれば、起訴を見合せて、犯人を国連軍側の裁判のために引き渡すとのわが法務当局の方針であることを、参考として通報する。（「」がないのは、引用が途中だからである。）<sup>(66)</sup>

天津租界封鎖事件であり、この先例こそが、後の行政協定第十七条の改正で用いられた方法であつた。<sup>(67)</sup>つまり、約束はしないが、一方的通報を行う形式により、実質的に「約束」をする方法である。同協定第十七条の改正では、裁判権小委員会刑事部会日本側代表の一方的陳述となつてあらわれた。

九月二日の下田・バッシン会談で、下田は日本側案を提示した。すでにバッシン試案が提示されていたが、国連軍側の公式の立場（国連軍には行政協定が準用され、国連軍所屬員の犯罪は、派遣国が専屬的裁判権を有する）に反するので、日本側のイニシアティブで提案されたものとして扱つて欲しいとバッシンは要望した。下田はそれを受け入れ、日本

案として提示したのである。

日本側議定書案は、基本的にNATO協定にならっている。第三項は優先裁判権について規定され、派遣国軍当局と日本国の当局がそれぞれのような犯罪について優先的（第一次の）裁判権を有するかが規定されていた。第三項(c)は裁判権放棄について規定し、この公式議事録案はつぎのようになっていた。

a (第一案) 日本国による裁判権の行使が朝鮮における国連軍の軍事的能率を著しく害する場合は、派遣国が日本国による裁判権を行使する優先権の放棄を特に重要と認める場合に含められるものと了解する。

さらに殺人、放火、傷害致死、強盗又は強姦の罪にあたる事件その他著しく日本国民の耳目をひき又は被害が重大である事件の場合は、日本国は裁判権を行使する優先権の放棄を考慮し得ないことがあることを了解する。

(第二案) 派遣国は、その軍隊の軍事的効率を維持することが特別の関心事であるとの見解を有し、従つて日本国による優先権の放棄がその軍事的効率の維持に寄与する場合は特に重要な場合とみなす。(以下、第一案と同じ)

b 公共の秩序維持を著しく害しあるいは日本の国民感情を著しく刺戟する犯罪は、日本国が当該派遣国による裁判権を行使する優先権の放棄を特に重要と認める場合に含められるものと了解する。<sup>(65)</sup>

第一案も第二案も趣旨におおきな違いはない。派遣国・受入国が、それぞれ裁判権の放棄を要請する場合、特に重要と考えられる例を並列させている。国連軍側にとっては軍事的能率であり、日本側にとっては犯罪の重大性と国民感情である。下田とバッシンはこの日本側提案を協議した。

右の公式議事録案について、バッシンは、「日本側に優先的裁判権を留保する場合以外の犯罪については、国連側が軍事的効率維持の見地より放棄を要請した場合、日本側は裁判権を放棄する用意がある旨をも議事録に記載し得ざるや」と尋ねた。これに、下田は、「日本側にはその用意があるのであり且つその趣旨は議事録の言外の含みとして明瞭に看取し得るのであるから、右を以て満足せられた」と応答した。さらに、バッシンは、「本案がテクニカル・コミティーに上程された時、席上日本側より口頭を以てその用意がある旨言明し得ざるや」と重ねて要求してきたので、下田は、「右は可能と思考する」と答えた<sup>(69)</sup>。

バッシンは日本側提案の全貌を把握すると、喜色を浮かべ、「良くやられた。貴官は立派な仕事をされた (Congratulations! You've done fine works.)」、と祝福の言葉を発し、早速この案を国務省に報告すると共に英連邦側にも伝達する<sup>(70)</sup>とした。

九月一二日の奥村参与から岡崎外務大臣への報告でも、日本側提案の要領とは、「規定の表面に於ては、大体 NATO 通りのもので、『裁判権放棄の規定』の実際の運用に依り処理して行かうとするものです。」とある<sup>(71)</sup>。

この日本側提案で交渉は一気に進展するかと思われたが、九月下旬になると、アメリカでは、国務省・国防省とも、NATO 協定への議会の対応が明らかになるまで、また、行政協定の刑事裁判権条項の再検討が終了するまで、国連軍協定の刑事裁判権問題が妥結する見込みはない、と判断するようになる<sup>(72)</sup>。在京米大使館の方針としても、先の日本側提案を拒絶するのではなく、行政協定第十七条と同等の待遇を求めるとの元々の主張を続ける方が望ましい、となった<sup>(73)</sup>。

その後、国連軍側から日本側提案に対する回答はなく、事態を打開するため、十一月一二日、日・米・英連邦代表

会議が開かれた。<sup>(74)</sup> さらに、一月二日、二回目も開かれた。双方ともこれまでの原則的立場を述べるにとどまり、交渉の進展はみられなかった。<sup>(75)</sup> そのため、二月三日、日本側は左の内容の文書を国連軍側に提示し、国連軍側の了解をとりつけた。<sup>(76)</sup>

- (一) 吉田書簡の線に沿う実、上の取扱により事件ごと<sup>(77)</sup>に好意的態度をもつて解決をはかる。(傍点は原文の強調。)
- (二) 右取極はNATO協定発効までの暫定的措置とする。
- (三) 右取極は双方の紳士協定とする。

内部的には清原通達を吉田書簡に合うよう書き改められた。<sup>(77)</sup>

国連軍協定の交渉は一二月をもって、いったん中断する。米側では、一九五三年早々にも、NATO協定の批准の審議が行われると予測され、批准の完了後、本格的に協議を始めようとの考えだった。結果として、行政協定第十七条の改正が先行し、その後、一九五四年二月に国連軍協定が締結され、同趣旨が盛り込まれる。

## 五 考察

### 刑事裁判権密約はあったのか

第二節では、行政協定第十七条の改正について、第三節及び第四節では、日本の主権が回復された後の国連軍の待遇、並びに、国連軍協定交渉の経緯を論じてきた。行政協定第十七条の改正にあたり、裁判権小委員会刑事部会日本側代表である津田課長の一方的陳述なる文書は、はたして「密約」といえるのか否かをあらためて検討しておきたい。否定する根拠は明白である。同文書は日本側の政策を一方的に陳述したに過ぎず、約束を構成しないというのだ。

前述のように、二〇一一年八月二五日に開催された日米合同委員会で、この文書は約束ではないと確認されている。形式的に見れば、津田課長の一方的陳述は約束とはいえない。

しかし、実態はどうであろうか。刑事裁判権をめぐる、一九五二年六月から国連軍協定の交渉が開始され、一九五三年には、行政協定第十七条が先に改正された。刑事裁判権をめぐる問題の本質は、両交渉ともまったく同じであった。

国連軍協定及び行政協定第十七条改正の交渉を通じ、最大の争点となったのは、日本側の第一次裁判権のおよぶ範囲を、実質的にどの程度にするかである。公務中の犯罪、もっぱら国連軍・米軍の財産に対する犯罪、国連軍所属員・米軍所属員同士の犯罪の場合、国連軍側・米側が、第一次裁判権を行使することにつき、日本側もまったく異論をさしはさまなかった。NATO協定通りだったからだ。問題は、犯罪の軽重により、受入国が第一次裁判権を実質的に放棄する、とNATO協定には規定していないにもかかわらず、軽犯罪では、日本側が第一次裁判権を行使しないこととし、米軍・国連軍側はその保証を求めた点である。

日本側としても、軽犯罪まで一々裁判を行うのはわずらわしいこともあり、派遣国の軍としての効率を維持するためとの主張を受け入れた。ただ、第一次裁判権の放棄を公式にうたうことはできず、日本側の政策として、その運用の表明は可能だとした。その形式も、約束の形ではない一方的陳述とし、さらに、その文書を秘密扱いとするよう要求し、その通りとなった。その文書が発覚しないよう工夫がこらされたのである。

一方的陳述が「密約」といわれる所以は、公式には第一次裁判権を日本側は放棄していないが、実際の運用では、軽犯罪について、第一次裁判権を放棄し、そのことを一方的陳述の形で保証した点にある。また、そうした一方的陳

述の存在を公にすることもなく、その原本の存在が明らかになっても、それは約束ではないと否定している。それにより、逆に「密約」の存在が裏づけられている。国連軍協定交渉と行政協定第十七条改正交渉を並行して検証したことによって、刑事裁判権密約の実態がより明確になった。

国連軍協定交渉で、奥村参与（行政協定第十七条改正時には外務事務次官）がいみじくも指摘していたように、建前として、すべての犯罪に対する第一次裁判権は日本側にあり、軽犯罪は国連軍側に裁判権をゆずり、それを秘密の約束とする方法が模索されていた。後はその約束をいかなる形で表現するかが問題だった。米側も秘密の約束があることを記録にとどめようとした。国連軍協定交渉の場合には、その結果を具体化するまでにはいたらなかったが、行政協定第十七条の改正で、日本側の一方的陳述となつてあらわれたのである。

### 密約方式の原型

行政協定第十七条の改正交渉が妥結し、外務省で一九五三年九月二六日に決着された「行政協定刑事裁判権条項の改訂交渉妥結案」という文書がある。その中に、「我方の交渉方針としては、日米行政協定第十七条第一項に基き、NATO方式による条約上の権利はすべてこれを確保せんがため、NATO方式より逸脱せる米側原案の修正乃至撤回方を強く主張すると共に、他方、軍隊の立場を考慮し、運用の円滑を図るため、条約上の権利を害せざる限度において、<sup>(78)</sup>実際の解決方式の発見に努め、又、後日に問題を残す秘密協定の排除を旨とした。」（○印は筆者による強調。）とある。確かに、形式的には、秘密協定を結ぶことはなかった。ただ、交渉過程から明らかのように、軽犯罪の場合、一方的陳述で第一次裁判権の放棄を日本側は保証していた。

この方式は、核持ち込み密約を示す「討議の記録」に類似する。<sup>(79)</sup>一九六〇年に改定された日米安保条約には、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の実施に関する交換公文」が附属していた。同条約第六条で、米軍は日本における基地の使用ができるとうたわれている。これに関しては、安保改定以前から、核の持ち込み、及び、戦闘作戦行動のための基地使用が問題になっており、それらは事前に日本側と協議することとなった。いわゆる事前協議制度の導入であり、それを文書化したのが右の交換公文である。ただし、核搭載艦船の一時寄港、あるいは、核搭載軍用機の一時飛来は、事前協議の対象ではないと米側は主張し、それを明確にしたのが「討議の記録」という文書であった。

「討議の記録」は、当時の藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使の合意を記録した文書である。また、事前協議について、「討議の記録」第二項cには「合衆国軍用機の飛来、合衆国海軍艦艇の日本領海への立ち入り・寄港に関する現行の手續きに影響を及ぼすとは解釈されない。」と規定され、一時寄港・一時飛来は、これまで通り事前協議なしに可能であることが示されていた。<sup>(80)</sup>

この文書は、核搭載艦船の一時寄港を含む、すべての核搭載艦船の入港が事前協議の対象である、との日本政府の公式の立場を覆す重要な文書であった。この文書の解釈をめぐっては、議論もあつたが、今日では、交渉過程の詳細な分析により、密約文書であつたことが証明されている。

「討議の記録」が重要なのは、明確な合意を示すようには見えない点である。合意文書ではなく、討議の様子を記録しただけであり、たとえこの文書がなんらかの形で公表されることがあつても、合意であることを否定できる仕組みとなつていた。その意味で、行政協定第十七条の改正にともなう一方的陳述と同じような性格を帯びていたのであ

る。米側にとっては、核搭載艦船の寄港等が、事前協議制度に縛られず、これまで通り行うことができ、日本側がそれを保証したことを示す証拠として、「討議の記録」は必要だった。日本で政権交代があることも想定し、後の政権をも拘束できるような、文書による保証を求めたのである。

ここに共通するのは、合意ではないが、実質的に合意の存在を保証するという形式の文書が存在していたことである。刑事裁判権の場合には、裁判権小委員会刑事部会日本側代表による一方的陳述であり、核の持ち込みをめぐる事前協議制度では、「討議の記録」であった。このように、合意には見えない文書の奥に、「密約」が潜んでいる可能性があることがわかる。こうした解明により、日米密約の構造がさらに明らかとなった。

(1) <http://www.4news.jp/CN/200810/CN2008102301000065.html> なお、この詳細は、『しんぶん赤旗』二〇〇八年一月二四日付のウェブ版で報じられている。 [http://www.jp.p.or.jp/akahata/aiKO7/2008-10-24/2008102401\\_02\\_0.html](http://www.jp.p.or.jp/akahata/aiKO7/2008-10-24/2008102401_02_0.html) こうした密約をもとに、吉田敏浩『密約―日米地位協定と米兵犯罪』毎日新聞社、二〇一〇年、布施祐仁『日米密約―裁かれない米兵犯罪』岩波書店、二〇一〇年が刊行されている。

(2) 東郷(印)「十月四日総理、外務大臣、在京米大使会談録」(極秘)、一九五八年一月四日、二〇一〇年三月一〇日に公開された外務省の密約調査の「関連文書一―一八」。

(3) これらのファイルは、外務省のウェブサイトで先行して掲載されたが、二〇一一年二月二日の外交記録公開で、正式に公表されている。

(4) 唯一根拠とされるのは、サンフランシスコ平和条約及び日米安保条約が署名された一九五一年九月八日に、同じく署名された「吉田・アチソン交換公文」である。この中で、朝鮮戦争に関連して、日本は国連軍を日本及びその附近において支持する旨を約束している。ただ、当時、日本は国連加盟国ではなかったため、一般的な形で国連協力をうたったものであり、行政



協定にあるような具体的な義務まで負っているとは考えられていなかった。

(5) NATO協定の条文は、国立国会図書館調査立法参考局『西ドイツに駐留するNATO軍の地位に関する諸協定』（調査資料七五—三）、一九七六年三月を参照している。

(6) 交渉にいたる経緯は、外務省条約局「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十七条を改正する議定書の解説（未定稿）」一九五三年九月二八日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第二巻を参照。以下、引用する日本側外交文書は、すべて外交史料館所蔵である。

(7) 「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十七条を改正する議定書（案）」（極秘）、一九五三年四月一四日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻、「日米行政協定改訂方申入れに関する外務省発表」一九五三年四月一四日午後六時、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻。

(8) 外務省条約局「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十七条を改正する議定書の解説（未定稿）」、一九五三年九月二八日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第二巻。法務省刑事局「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料〔檢察提要六〕」（檢察資料一五八）、一九七二年三月、七頁。

(9) 「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十七条を改正する議定書（米側案）」（極秘）、一九五三年八月一八日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻。

(10) 「日本国とアメリカ合衆国との間の行政協定第十七条を改正する議定書に関する公式議事録（米側案）」（極秘）、一九五三年八月一七日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻。

(11) 松平参与「行政協定刑事裁判権条項改訂交渉に関する件」（極秘）、一九五三年八月一八日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻。Memorandum for the Record, Subject: Article XVII

Negotiations - First Informal Meeting, August 19, 1953\* (Confidential), August 20, 1953, RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo.

在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型（信夫）

Classified General Records, 1952-1963, Box 18. 以下、引用する米側外交文書は、すべてメリーランド州カレッジパークにある米国立公文書館所蔵である。

- (21) American Embassy, Tokyo, "Negotiations on Criminal Jurisdiction Provided for the Administrative and U.N. Status of Forces Agreement" (Confidential), August 6, 1953, RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18.
- (13) 松平参与「行政協定改訂交渉に関する件」(極秘)、一九五三年八月一九日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三卷。
- (14) "Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 468, August 20, 1953" (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18.
- (15) 八月二一日と二五日の三宅・ハッシン会談については、三宅参事官「行政協定刑事裁判権条項の改訂に関する三宅・ハッシン会談要録」(極秘)、一九五三年八月二五日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三卷、"Memorandum of Conversation, Subject: Waiver of Jurisdiction in Administrative Agreement, Participants: Jules Bassin, Mr. Miyake, Mr. Shimoda, August 21, 1953" (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18 による。以下の引用も同じ文書による。
- (16) 三宅参事官「行政協定刑事裁判権条項の改訂に関する三宅・ハッシン会談要録」(極秘)、一九五三年八月二五日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三卷。
- (17) 三宅参事官「行政協定刑事裁判権条項の改訂に関する三宅・ハッシン会談要録」(極秘)、一九五三年八月二五日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三卷。
- (18) この点、米側記録では、なるべく秘密の文書を残したくないというのが米側の基本的スタンスであった。"Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 516, August 26, 1953" (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18.

- (19) 「3.(c)及び5.(a)に関する日本側代表陳述案」(極秘)、一九五三年八月二六日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第二巻。
- (20) 松平参与「行政協定刑事裁判権条項の改訂交渉に関する件」(極秘)、一九五三年八月二八日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻。
- (21) 岡崎大臣発新木在米大使宛第八三三二号「行政協定改訂交渉に関する件」(秘)、一九五三年八月二八日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻。
- (22) “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 556, August 30, 1953” (Confidential), RG59 Decmal File 1950-1954, Box 2869.
- (23) つの間の日米間の微妙な交渉については、“Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 590, September 2, 1953” (Confidential), RG59 Decmal File 1950-1954, Box 2870 を参照。
- (24) 松平参与「行政協定刑事裁判権条項の改訂交渉に関する件」(極秘)、一九五三年九月二日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻。“Telegram from the Department of State to the Embassy in Japan, No. 510, August 28, 1953” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18.
- (25) “Statement by Japanese and American Representatives concerning paragraph 3.(c) at Regular Meeting” (Confidential), August 29, 1953, 『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻。
- (26) 「例外的に重要な」と「特に重要な」をめぐる議論については、“Memorandum of Conversation, Subject: Criminal Jurisdiction Negotiations, Participants: Mr. Bassin, Mr. Henderson, Mr. Matsudaira, Mr. Miyake, Mr. Kanbara, Mr. Tsuda, September 1, 1953” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18 を参照。
- (27) 「(仮訳) 合同委員会裁判権小委員会刑事部会の会談における日本国代表の陳述」(極秘)、一九五三年九月二日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第二巻。

- (28) 岡崎大臣発新木在米大使宛第八七六号「行政協定刑事裁判権条項の改訂交渉に関する件」(極秘)、一九五三年九月一〇日  
 『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻。“Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 647, September 10, 1953” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18.
- (29) “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 704, September 17, 1953” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18.
- (30) 松平参与「行政協定改訂に関する件」(極秘)、『一九五三年九月一日』『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻。
- (31) 「国連軍に対する協力について交換公文の件(経過要領)」(極秘)、『一九五二年五月二日』『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B:2.70.3)。
- (32) “Memorandum for the Record, Subject: Discussion with Mr. Okazaki on Standstill Agreement for UN Forces other than US, Present: Mr. Okazaki, Mr. Nishimura, Lt. General Hickey, April 29, 1952” (Secret), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (33) 西村「一九五二年四月二十八日午後八時 岡崎国務大臣ヒッキー参謀長会談要旨」一九五二年四月二十八日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B:2.70.3)。“Memorandum for the Record, Subject: Discussion with Mr. Okazaki on Standstill Agreement for UN Forces other than US, Present: Mr. Okazaki, Mr. Nishimura, Lt. General Hickey, 29 April, 1952” (Secret), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (34) 書簡案の全文は、“(Draft Note from UNC to Japanese Government as of May 6, 1952)” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2を参照。
- (35) 「閣議決定 国際連合司令官から日本国外務大臣あての来簡案 日本国外務大臣から国際連合軍司令官あての返簡案」(極秘)、『一九五二年五月一三日』『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B:2.70.3)。

- (36) 杉浦「国連軍兵士の犯罪に関する件」(秘)、一九五二年五月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B.2.70.3)。
- (37) 杉浦「国連軍との間の書簡交換に関する件」(秘)、一九五二年五月十三日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B.2.70.3)。“Memorandum of Conversation, Subject: United Nations Interim Agreement: Jurisdiction, Participants: Mr. H. Sugiyama, Mr. A. Shigemitsu, Mr. R. B. Finn, May 13, 1952” (Confidential). RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (38) “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 131, May 15, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3.
- (39) 杉浦「国連軍との間の書簡交換に関する件」(秘)、一九五二年五月十三日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B.2.70.3)。
- (40) 杉浦「国連軍との書簡交換に関する件」(極秘)、一九五二年五月十四日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B.2.70.3)。
- (41) 杉浦「国連軍との書簡交換に関する件」(極秘)、一九五二年五月十七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B.2.70.3)。
- (42) 杉浦「国連軍との書簡交換に関する件」(法務府意見局林局長訪問) (極秘)、一九五二年五月十七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B.2.70.3)。
- (43) 「国連軍の将兵に関する刑事裁判権行使について」一九五二年五月二〇日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B.2.70.3)。
- (44) 杉浦「国連軍との書簡交換に関する件」(極秘)、一九五二年五月二二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B.2.70.3)。
- (45) 刑政長官清原邦一発検事正・検事長宛法務府検務第一五九三八号「外国軍隊の将兵に係る違反事件の処理について」一九

- 五二年五月一七日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権』吉田書簡関係』(B:27.03-2-2)。
- (46) 杉浦「国連軍との協定に関する件」(極秘)、一九五二年五月二七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B:27.03)。“Memorandum for the Record, Subject: Summary of Discussion between Foreign Minister Okazaki and Lieutenant General Hickey on UN Interim Agreement with Japanese Government, May 25, 1952” (Secret), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2, “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 244, May 24, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (47) “Memorandum for the Record, Subject: Conversation Between Ambassador Murphy and Prime Minister Yoshida Regarding UNC-Japan Agreement, May 28, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2, “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 280, May 28, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (48) 鹿島平和研究所(編)『日本外交主要文書・年表』第一巻、原書房、一九八三年、五一八頁。
- (49) 刑政長官清原邦一発検事長宛法務府検務局検務第二〇二六九号「在日国連軍将兵の刑事事件に関する取扱基準について」一九五二年六月二三日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権』吉田書簡関係』(B:27.03-2-2)。
- (50) 英水兵事件については、「マーフイー米大使発岡崎外務大臣あて書簡訳(二七・七・一〇)」(極秘)、一九五二年七月一日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二巻 (B:27.03) を参照。
- (51) 「国連軍所屬員の刑事事件に関する吉田内閣総理大臣書簡の公表に関する件」(極秘)、一九五二年九月二日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権』吉田書簡関係』(B:27.03-2-2)。
- (52) 「国連軍との協定に関する件」一九五二年六月二五日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B:27.03)。“Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 681, June 23, 1953” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.

- (53) “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 741, June 23, 1953” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (54) 岡崎大臣発井口大使（在加）宛第九八号「国連軍関係交換公文に関する件」（極秘）、一九五二年七月三日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）。
- (55) 「国連軍との協定に関する交渉対処方針及び国内よ論指導方針について」（極秘）、一九五二年七月七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）。
- (56) 「刑事裁判権に関する日本側陳述（案）」（極秘）、一九五二年七月十五日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）。
- (57) 奥村參與「国連軍協定（ポンドとの非公式会談）」（極秘）、一九五二年七月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）。
- (58) バッシン試案に関しては、「刑事裁判管轄権に関するバッシン試案」（極秘）、一九五二年八月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷（B:2703-2）、「下田・バッシン會談において先方の仄めかしたる国連軍協定妥協試案の大綱」（極秘）、一九五二年八月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）、下田記「国連軍協定に関する件」（極秘）、一九五二年八月三日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）を参照。また、条三「刑事裁判管轄権に関するバッシン試案骨子」（極秘）、一九五二年八月十九日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷（B:2703-2）も参照。
- (59) 三宅参事官「国連軍協定に関しバッシン米大使館法律顧問の談話に関する件」（極秘）、一九五二年八月四日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）。
- (60) 三宅参事官「国連軍協定に関しバッシン米大使館法律顧問の談話に関する件」（極秘）、一九五二年八月四日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）。

在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原形（信夫）



- (61) 奥村參與「国連軍に関する協定一件(ボンド参事官との會談)」(極秘)、『一九五二年八月五日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷(B2.7.0.3)。「Memorandum of Conversation, Participants: Katsuzo Okumura, Niles W. Bond, Subject: UN Forces Agreement, August 5, 1952」(Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2. "Memo To: N. W. B. Subject: Criminal Jurisdiction for UN Agreement, August 5, 1952" (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (62) この案の詳細については、奥村參與「刑事裁判権に関する規定の要点」(極秘)、『一九五二年八月四日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷(B:2.7.0.3-2)を参照。
- (63) "Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 848, September 8, 1952" (Secret), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3.
- (64) 下田記「国連軍協定(刑事裁判管轄権)に関する件」(極秘)、『一九五二年八月六日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷(B:2.7.0.3-2)。
- (65) 奥村參與「刑事裁判権に関する規定の要点」(極秘)、『一九五二年八月四日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷(B:2.7.0.3-2)。
- (66) 奥村「国連軍協定の刑事裁判権について」(極秘)、『一九五二年八月二七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷(B2.7.0.3-2)。
- (67) この問題については、外務省(編)『日本外交文書 日中戦争』第四冊、六一書房、二〇一一年、二四五七―二七一二頁を参照。
- (68) 「日本側新提案仮訳」第 条 刑事裁判権(案)「(極秘)、『一九五二年九月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷(B:2.7.0.3-2)。
- (69) 下田記「刑事裁判管轄権日本側対案提出の件(国連軍協定交渉)」(極秘)、『一九五二年九月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷(B:2.7.0.3-2)。日本側新提案の詳細は、「日本側新提案仮



- 訳) 第 二 条 刑事裁判権(案)「(極秘)」一九五二年九月二日、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係」第一巻 (B:27.03-2) を参照。“Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 931, September 16, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3. 日本側のみ (Pro Memoria) 44 “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 931, September 16, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3 を参照。
- (70) 下田記「刑事裁判管轄権日本側対案提出の件(国連軍協定交渉)」(極秘)、「一九五二年九月二日」『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一巻 (B:27.03-2)。
- (71) 奥村「国連軍協定一件」一九五二年九月二三日、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件」第二巻 (B:27.03)。
- (72) “Status of UN Forces in Japan, September 24, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3. “Telegram from the Department of State to the Embassy in Japan, No. 795, September 25, 1952” (Secret), RG59 Decimal File 1950-1954, Box 2867.
- (73) “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 1277, October 20, 1953” (Secret), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3.
- (74) 松平参与「十一月十二日外相官邸における国連軍協定に関する日、米、英連邦各代表会議会談録」(極秘)、「一九五二年一月二日」『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一巻 (B:27.03-2)。
- (75) 松平参与「国連軍協定刑事裁判権に関する日、米、英連邦代表第二回会議会談録要旨」(極秘)、「一九五二年一月二五日」『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一巻 (B:27.03-2)。
- (76) 「国連軍協定交渉対処方針案」(極秘)、「一九五二年一月二三日」『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一巻 (B:27.03-2)。“Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 1987, December 22, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3.

- (77) 法務省刑事局岡原昌男發検事長・検事正宛法務省刑事局刑事第四三九七七号「在日国連軍の軍隊構成員等の刑事事件に関する取扱基準」(極秘)、一九五二年二月二七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権 吉田書簡関係』(B.2.7.03-2-2)。
- (78) 三宅「行政協定刑事裁判権条項の改訂交渉妥結案に関する件」(極秘)、一九五三年九月二六日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一卷。
- (79) 「討議の記録」については、信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、二〇一四年、六七―一九頁を参照。
- (80) 信夫『日米安保条約と事前協議制度』、七二頁。